全 植 収 出 土づ 苗 調 計 初 中 後 般 づ 付 穫 荷 製 画 期 期 期 < け

共通 り り ¹⁷ 農薬の適正使用

規範項目27

必須・重要・推奨





農薬使用時の使用量・時期・回数等の遵守

農薬を使用するたび、使用前に容器又は包装の表示を確認し、農薬の使用量、 希釈倍率、使用時期、回数等の表示内容を守って使用することが法令上義務付 けられています。

取組事項

- ・農薬を使用する前に、ラベルをよく読み、内容を確認し、記載されている 内容や注意事項に従って、散布を行う。
- ・名称や形状が似た作物については、適用作物であることを十分確認する。
- ・農薬を使用した時期や量について、ほ場ごとに記録を作成・保管する。

作物に付着した農薬を摂取しても人の健康に影響がない量として、作物ごとに農薬の残留 基準が定められており、これを超えないためには、試験で確かめられた一定の農薬の使用方 法(使用時期、使用濃度、使用回数など)を守ることが前提です。農薬のラベルには使用方法 が記載されていますので、これに従って使用しましょう(図1、2)。

【農薬ラベルの記載】

- (1) 農薬を使用できる農作物
- (2) 農薬の使用量
- (3) 農薬の希釈倍率
- (4) 農薬を使用する時期(収穫前の使用禁止期間)
- (5) 農作物に対して農薬を使用できる回数(使用前に記録簿を確認)
- (6) 農薬の有効期限(有効期限を過ぎた農薬は使用しない)
- (7) 農薬の使用上の注意

【不適正使用の実態】

農林水産省の調査(平成26年度)では、調査対象とした3,948 戸の農産物販売農家のうち、3,946 戸(99.95%)の農家は適正に使用していると認められましたが、2 戸の農家で、不適正な使用(使用してはならない農産物に使用した、使用回数を誤って使用した)が認められています。

使い慣れた農薬でも、記憶違いや、誤った解釈、あるいは基準の変更などがあり得ますので、 使用前にはラベルの記載を確認することを必ず行って下さい。

また、農薬は使用回数が限られますので、延べ使用回数を遡って確認できるように、ほ場ごとに農薬の使用実績を記録しておくことが必要です。生産履歴記帳等により、農薬の使用状況の記録を作成しましょう。

なお、農薬散布時の作業者への健康影響を防ぐため、散布時にはしっかりとマスク・手袋などの保護具を着用しましょう。また、殺虫剤の中毒症状は飲酒によって極端に悪化することがありますので、念のため散布後の飲酒は控えましょう。



図1 農薬使用前の確認事項 (平成23年度農薬危害防止運動ポスターから引用)

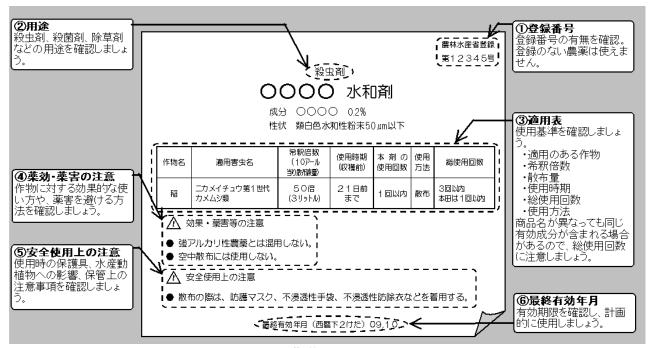


図2 農薬ラベルの記載例

■ 誤認しやすい適用作物の例

■ 読心Cですい週刊F1007例		
ブロッコリー	≠	茎ブロッコリー
トムト	≠	ミニトマト
ねぎ	≠	わけぎ ≠ あさつき
キャベツ	≠	メキャベツ
しゅんぎく	≠	きく・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<u>さくら</u>	≠	食用さくら(葉)
にんにく	≠	葉にんにく
しょうが	≠	うこん
たまねぎ	≠	葉たまねぎ
メキャベツ(子	持ちカンラ	ン)_≠_ 非結球メキャベツ(プチベール
未成熟とうも	ろこし	≠ ヤングコーン(ベビーコーン)

- ※ それぞれの農薬の適用は 異なるものであり、例えば、 「トマト」に適用のある農薬で あっても「ミニトマト」への適用 がなければ、ミニトマトに当該 農薬を使用することはできな い。
- 出典:農薬適正使用の徹底について(平成22年度農林水産省通知)より抜粋

- 農薬に関する詳細な情報
- ·農林水産省HP (http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/index.html)
- 農薬を使用する際に必要な情報(使用時期、使用方法等)
- ・独立行政法人 農林水産消費安全技術センター(FAMIC)HP (http://www.acis.famic.go.jp/searchF/vtllm001.html)

【根拠法令等】

○ 農薬取締法・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 (平成15年農林水産省・環境省令第5号)